

# 指定居宅介護支援事業運営規程

指定居宅介護支援事業所  
みらい会地域連携室

## (事業の目的)

第1条 本事業所の目的は医療法人みらい会が運営する指定居宅介護支援事業所 みらい会地域連携室（以下、「事業所」という）の適正な運営を確保するため、その人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）に対し、その有する能力に応じ可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する事を目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 居宅介護支援サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切で且つ総合的に介護保険サービスや介護予防サービスまたは保健医療サービスが、多様な事業者から効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 事業所は常に利用者の立場に立って提供する指定居宅サービス、予防サービス等が特定の種類や特定の居宅サービス事業者、予防サービス事業者に不当に偏することのないよう利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立に行う。
- (3) 事業所は保健・医療・介護サービスを提供する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との連携に努める。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (5) 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 みらい会地域連携室
- (2) 所 在 地 青森県平川市柏木町藤山37-5

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の員数及び職務内容は、以下のとおりである。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
事業所の統括管理及び職員の勤怠管理を行う。
- (2) 主任介護支援専門員（常勤） 2名（うち1名は管理者と兼務）
- (3) 介護支援専門員（常勤） 2名  
居宅介護支援計画書（又は介護予防支援計画書）の作成及び、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防支援事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。
- (4) 事務職員 1名  
必要な事務関係の処理を行う。

### **(営業日及び営業時間)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。  
但し、国民の祝日及びお盆期間（8月13～14日）及び年末年始期間（12月31日～1月2日まで）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 緊急時の対応 電話等により24時間、常時連絡可能な体制とする。

### **(サービス提供開始)**

第6条 サービス提供開始に当たっては、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要及びサービス選択に必要な重要事項を記した文書で本サービスが、利用者の希望に基づいて計画作成されることを説明し、同意・署名を受けてから提供を行う。

- 2 サービス提供開始に当たっては、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定の有無、有効期間を確認してから提供を行う。
- 3 当事業所では居宅介護支援サービス及び予防支援サービスの提供を正当な理由なく拒否することはない。ただし事業の実施地域などを勘案し適切なサービスの提供が困難であると認めた場合に限り、他の居宅介護支援事業者等を紹介するなど必要な措置を講じる。
- 4 利用者が他事業者からのサービス提供を希望し、かつ本人から申し出があった場合には直近の居宅サービス計画、介護予防サービス計画及びその実施状況に関する情報提供を行う。

### **(要介護認定・更新に係る援助)**

第7条 利用者の要介護認定に係る申請に関しては、利用者の意思を尊重し協力を行う。

- 2 要介護認定等を受けていない利用者については、認定申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には速やかに申請が行われるよう援助を行う。
- 3 利用者の要介護の更新申請が速やかに行われるように要介護認定の有効期間満了日の1ヵ月前には援助を行う。

### **(身分証明書の携行)**

第8条 当事業所は、職員に対し常に身分を証する書類を携行することを義務づける。身分証は初回訪問時、利用者やその家族から求められた時はこれを掲示する。

### **(サービスの提供方法)**

第9条 事業所の管理者は、所属する介護支援専門員に居宅介護支援サービス計画及び予防支援サービス計画の作成に関する業務を従事担当させる。

- 2 介護支援専門員は、前項の計画作成開始に当たり当該地域における指定居宅サービス事業者及び指定介護予防事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に公平に提供し、自由にサービス選択ができるように援助する。
- 3 相談に関する業務は通常事業所内別室の相談室で行い、個人情報の保護に配慮する。
- 4 サービス計画作成に当たっては課題分析票を用いて行い、利用者の有する能力、既に提供を受けている居宅（介護予防）サービス、置かれている環境等の評価を通じ利用者が抱える問題点を明らかにした上で、自立した日常生活を営むことができるよう解決すべき課題を明示し支援を行う。
- 5 課題の把握に当たっては必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に対してその趣旨を十分に説明してから行う。その後サービス目標及び達成時期、留意点等

を盛り込んだ居宅介護（介護予防）支援サービス計画の原案を作成する。

- 6 専門的な見地から広く意見を求めるため居宅（介護予防）サービス事業者と会議の開催及び照会等を行う。
- 7 サービス担当者会議は通常事業所内別室の相談室で行い、個人情報に配慮する。
- 8 居宅介護支援サービス計画及び予防支援サービス計画に位置づけられた指定居宅（介護予防）サービスが、保険給付の対象か否かを判断した上でその種類、内容及び料金について説明し、文書で同意を得る。

### **（サービスの提供内容）**

- 第10条 事業所に従事する介護支援専門員はサービス計画作成後も利用者、家族並びに指定居宅（介護予防）サービス事業者との連絡を継続的に行い、計画実施状況や利用者の希望を考慮し、必要に応じ計画の変更やサービス事業者等との連絡調整等の便宜を行う。
- 2 前項の把握のためサービス提供開始後、1ヶ月に1～2回以上、利用者の居宅を訪問する。
  - 3 利用者が居宅で日常生活を営むことが困難となり、医療機関への入院又は介護保険施設入所を希望する場合には、各施設へ紹介等の便宜提供を行う。また医療機関や介護保険施設等から退院、退所する利用者から各種サービス提供の依頼があった場合には、円滑に居宅生活へ移行できるよう援助を行う。
  - 4 利用者が介護保険サービス以外の訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望する場合には同意を得て、主治医にその意見を求める。主治医が必要と認め、主治医からの指示がある場合には医療系サービスを居宅サービス計画の中に位置づける。その際、医学的観点から留意事項が示されている場合はそれを尊重する。
  - 5 利用者の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見、または同法第37条第1項の規定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合は利用者にその旨を説明、同意を得たうえでその内容に沿って居宅サービス計画を作成する。
  - 6 居宅介護支援サービス計画及び予防支援サービス計画の作成または変更に当たっては特定の時期や特定の事業者に偏ることなくサービス利用が行われるように努める。また、介護給付対象サービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的なサークル活動の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。
  - 7 サービスの提供に当たっては、利用者、その家族に対してサービス提供方法等について理解しやすいように懇切丁寧に説明を行う。

### **（利用料その他の費用の額）**

- 第11条 指定居宅介護支援サービス及び指定介護予防支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスの場合は、利用者の負担は無い。
- 2 当該居宅介護支援サービスの提供が法定受領外サービス利用の場合には、利用料に不合理が生じないように法定受領サービス利用時の10割に相当する額を自己負担額として徴収する。
  - 3 次条に掲げる「通常の事業の実施地域」以外の地域の居宅において行う居宅介護支援に要する交通費も全て無料とし、徴収しない。

### **（通常の事業の実施地域）**

- 第12条 事業の実施地域は平川市、黒石市、田舎館村、大鰐町の全区域とする。

### **(秘密保持の遵守)**

第13条 事業所に従事する職員はサービスを提供するうえで知り得た利用者本人及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この遵守事項は法人との雇用契約期間中はもちろん雇用契約終了後も継続する。

- 2 前項の遵守事項について退職後においても保持すべき旨を採用時に雇用契約書に明記し、さらに就業規則において厳しく規制し、第三者への漏洩を防止する。
- 3 医療上必要がある場合や居宅介護支援事業所及び他のサービス事業所との連携を図るなど正当な理由がある場合は例外とし、この場合の個人情報の使用についてサービス提供前に利用者、その家族に文書で説明、同意を得ることとする。

### **(金品授受の禁止)**

第14条 事業所では従事する介護支援専門員に対し、居宅介護支援サービス計画及び予防支援サービス計画の作成または変更に関し、特定の居宅サービス事業者にサービスを利用させることを対償として、その事業者から金品その他財産上の利益を収受することを禁ずる。

### **(虐待防止に関する事項)**

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

### **(業務継続計画の策定等)**

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(衛生管理等)**

第17条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### **(その他運営についての留意事項)**

第18条 事業所は適切な居宅介護支援事業及び予防支援事業を提供できるよう事業所内の見やすい場所に運営規程及び職員の勤務体制、その他利用申込時の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 利用者からの要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、「お客様相談・苦

- 情窓口」を設置し、責任者を明確にして利用者へのサービス向上に努める。
- 3 前項に掲げる窓口は「事故発生時」及び「緊急時」においても速やかに対応するよう指針を定め、重要事項にその旨記載するとともに、事業所内の目立つ場所に掲示する。
  - 4 職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
    - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
    - (2) 継続研修 年1回
    - (3) 外部研修 認定調査現任研修（新任研修を含む）
  - 5 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うため年一回、健康診断を行う。
  - 6 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 7 この規定に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、利用者及びその家族の意向を考慮し、管理者との協議に基づいて定める。

#### 附 則

この規程は、平成12年 6月15日より施行する。

- 平成14年 4月 1日より一部改正（秘密保持項目の追加）
- 平成15年 4月 1日より一部改正（苦情処理項目の追加）
- 平成16年 11月 1日より一部改正（事業所の所在地変更）
- 平成18年 4月 1日より一部改正（町村合併に伴う住所変更）
- 平成19年 4月 1日より一部改正（予防給付事業の開始）
- 平成20年 4月 1日より一部改正（運営についての留意事項）
- 平成25年 5月 1日より一部改正（事業所の名称・所在地の変更等）
- 平成27年 12月10日より一部改正（職員の職種・職務内容（主任介護支援専門員の明記）及び通常の実施区域の変更（弘前市を除外する）
- 令和元年 8月 1日より一部改正（事業所の名称の変更）
- 令和 2年 3月 1日より一部改正（事業所の名称及び職員の員数の変更）
- 令和 5年 12月 1日より一部改正（運営の方針（4）（5）の追加）（虐待防止に関する事項の追加）（業務継続計画の策定等の追加）（衛生管理等の追加）（その他運営についての留意事項 第6項の追加）